

資料 1

令和 6 年増殖実績について

令和 6 年増殖実績について

1 増殖呈示量

知事から漁業権の免許を受けた内水面の漁業協同組合は、対象とする水産動植物の増殖を行う義務があり（漁業法第 168 条）、群馬県内水面漁場管理委員会では各漁場における最低限行うべき増殖の目安として、「増殖呈示量」を示している。

なお、都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる（漁業法第 169 条）。

2 令和 6 年増殖呈示量の通知と達成状況

令和 6 年の増殖呈示量（2 ページ）は、漁業権の免許を受けた漁業協同組合に令和 6 年 3 月 28 日付けで通知している。

その後、各漁業協同組合へ令和 6 年増殖実績の報告を依頼し、増殖が適正に実施されているかを調査した結果（3 ページ）、5 つの漁業協同組合の 1 魚種で令和 6 年増殖呈示量に達していなかった（4 ページ）。このため、呈示量を達成できなかった漁業協同組合の指導について検討したい。

漁業法抜粋

第 168 条

内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、且つ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第 169 条

都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会（第一百七十一条第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあっては、同条第四項ただし書の規定により当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会。次条第四項及び第六項において同じ。）の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

2～4 略

令和6年増殖呈示量

魚種 漁業 協同組合	アユ 稚魚(kg)	ヤマメ 稚魚(尾)	イワナ 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ	フナ (kg)	ウグイ 産卵場 造成 (箇所)	オイカワ 産卵場 造成 (箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場 造成 (箇所)	モツゴ (kg)	ナマズ (kg)
利根 1号	1,750	268,063	240,813			40	2	2	10		1,750	1		
利根 15号		産卵床造成 1箇所												
阪東 2号	119	66,250				1	1	1	1					
群馬 3号	75	282,938				3	1	1	1	2				1
東毛 3号	75	28,475				18	1	1	1	1				1
東毛 8号	5	150				10	1	1	1					
吾妻 4号	163	77,500	19,000			5	1	1	1					
上州 5号	1,351	743,375	18,750	3,500 (大塩貯水池)		255	1	1	10	5	500			
鳥川 5号	105	18,750				20	1	1	3	13				
南甘 6号	1,750	276,875	2,500				1		5			1		
上野村 6号	1,263	913,594	286,406				1		5			1		
神流川 7号	25	180,656				512	1	1			15,000			
両毛 9号	75	315,250	9,094			10	1	1	1		200	1		
両毛 10号	75	75,000	2,625			5	1	1	1		6,300	1		
邑楽 11号						775			5					8
近藤沼 12号						475			3		200			
日向 13号						500			5					
城沼 14号						75			3				5	
赤城大沼 16号						120	1				28,300			
榛名湖 17号				1,500		3					16,500			
合 計	6,831	3,246,875	579,188	5,000		2,825	10	7	53	20	68,750	4	5	9

令和6年増殖実績

魚種 漁業 協同組合	アユ 稚魚(kg)	ヤマメ 稚魚(尾)	イワナ 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ	フナ (kg)	ウグイ 産卵場 造成 (箇所)	オイカワ 産卵場 造成 (箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場 造成 (箇所)	モツゴ・クチボソ (kg)	ナマズ (kg)
利根 1号	2,400	1,375,500	1,065,000	0		50	3	3	30		1,000	2		
利根 15号		産卵床造成2箇所												
阪東 2号	213	320,500		875,900		1	1	1	1					
群馬 3号	160	1,508,000		2,888,900		3	2	1	3	5				2
東毛 3号	150	150,700				30	0	0	2	1				1
東毛 8号	10	300				30	1	1	1					
吾妻 4号	300	383,000	40,000	2,888,900		9	2	1	2					
上州 5号	2,200	3,523,000	150,000	4,476,000 (内大堤貯水池) 7,500		402	1	1	20	10	0			
烏川 5号	210	100,000				30	1	1	5	25				
南甘 6号	3,650	1,410,000	5,000	120,900			1		10			1		
上野村 6号	2,950	4,675,000	1,900,000	1,525,900			1		20			1		
神流川 7号	50	772,090		300,900		1,000	1	1			6,000			
両毛 9号	150	1,670,000	20,000			20	1	1	1		0	1		
両毛 10号	150	400,000	175,000	2,200,900		10	1	1	2		0	1		
邑楽 11号						1,002			10					20
近藤沼 12号						900			5		400			
日向 13号						800			8					
城沼 14号						150			7				20	
赤城大沼 16号						300	1				36,000			
榛名湖 17号				30,000		5					36,000			
合 計	12,593	16,288,090	3,355,000	15,087,500		4,742	17	12	127	41	79,400	6	20	23

・灰色のセル: 令和6年増殖呈示量未達成

・斜線: 増殖呈示のない魚種

令和6年度増殖呈示量未達成状況

No.	漁協名	免許番号	魚種	呈示量		実績量 (換算後)		不足量		未達成理由	指導 (案)
				数量	単位	数量	単位	数量	単位		
1	利根漁協	共第1号	ワカサギ	1,750	万粒	1,000	万粒	750	万粒	西網走湖が不漁であり、供給が無かったため。	なし
2	上州漁協	共第5号	ワカサギ	500	万粒	0	万粒	500	万粒	親魚が不漁であり、供給が無かったため。 来年度は産卵床造成も実施予定。	なし
3	神流川漁協	共第7号	ワカサギ	15,000	万粒	6,000	万粒	9,000	万粒	西網走湖、河口湖が不漁であり、要望量が購入できなかったため。	なし
4	両毛漁協	共第9号	ワカサギ	200	万粒	0	万粒	200	万粒	西網走湖が不漁であり、供給が無かったため。 産卵床の造成を実施。	なし
5	両毛漁協	共第10号	ワカサギ	6,300	万粒	0	万粒	6,300	万粒	西網走湖が不漁であり、供給が無かったため。 産卵床の造成を実施。	なし

呈示量未達成の取扱いについて

令和6年増殖呈示量についてより抜粋

4 呈示量の未達成の取扱い

呈示量を満たしていない漁協の水産動物については、漁場全般において長期的な影響を及ぼす災害や事故の発生、生産事情により種苗の入手が困難等の理由から内水面漁場委員会でやむを得ないと判断した場合を除き、文書等による指導を実施する。

事務局案

全国的なワカサギ卵不漁により、複数の漁協において購入要望をしたのにも関わらずワカサギ卵が入手ができなかった。そのため、呈示量を達成できなかったのはやむを得ないと判断し、文書等による指導は実施しないこととする。